

技能労務職員等の給与等見直しに向けた取組方針について

江東区における技能労務職員給与等の現状及び見直しに向けた取組方針について、下記のとおり公表いたします。

1、現 状〔平成19年4月1日現在〕

(1) 職種別平均年齢、人数、平均給与等の状況

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
江 東 区	歳 月 49 0	人 651	円 340,300	円 425,663	円 401,025			
うち 用務員	歳 月 51 2	人 261	円 340,600	円 405,038	円 399,623	用務員	歳 月 53 9	円 227,200
うち 清掃職員	歳 月 43 1	人 180	円 337,900	円 450,114	円 405,602	廃棄物処理業 従業員	歳 月 43 3	円 299,800
うち 学校給食員	歳 月 52 0	人 52	円 342,900	円 396,728	円 396,171	調理士	歳 月 37 7	円 302,500
東 京 都	歳 月 47 0	人 2,167	円 330,732	円 429,065	円 394,189			
国	歳 月 48 8	人 5,193	円 287,094		円 320,514			
特 別 区	歳 月 47 8	人 597	円 339,315	円 430,236	円 401,129			

〔民間との比較について〕

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種別年齢区分別人数

区 分	20歳 未 満	20) 23	24) 27	28) 31	32) 35	36) 39	40) 43	44) 47	48) 51	52) 55	56) 59歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
技能労務職 (計)	0	0	2	8	48	56	68	81	103	121	164	651
うち用務員	0	0	0	1	8	11	17	37	54	51	82	261
うち清掃職員	0	0	2	6	35	39	33	12	12	20	21	180
うち学校給食員	0	0	0	1	1	1	5	7	8	9	20	52

(3) その他の給与に関する事項

給料表	行政職給料表(二)適用
諸手当	「平成19年度 江東区の給与・定員管理等について」に記載のとおり
昇給基準	職員の昇給は、毎年4月1日に、1年間の勤務成績等に応じて行い、この期間を良好な成績で勤務した職員の標準的な昇給の号給数は4号給としています。 ただし、18年度末で57歳に達した職員は1号給としています。

2、基本的な考え方

本区を含む特別区の技能労務職の給与は、特別区人事委員会が行う一般行政職の給与勧告に準じて定めていますが、平成19年7月に総務省が公表した民間における同職種の給与を上回っています。技能労務職の給与・任用については、国や他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の状況を考慮して適正に定めなければいけないと考えています。

3、具体的な取組内容

(1) 給与について

技能労務職の給与は、特別区一体で一般行政職の給与改定に準じて定めていますが、今回の給料表の改定にあたっては、民間の状況を踏まえて行いました。改定内容は、給料月額を平均9.0%(最大10.8%)引下げたもので、平成20年1月1日より適用しています。

(2) 任用制度について

技能労務職について特別区一体で任用制度の見直しを行い、4段階の職務の級と、各級の昇任選考・資格基準を整備しました。【平成17年4月1日適用】

4、その他

本区における技能労務職については、担当する業務内容の見直しや退職不補充・配置転換等をすすめる、順次民間への業務委託を推進していきます。